

I 福岡県地域司法計画（第2次）の公表にあたって

第2次計画については、2008（平成20）年2月26日に案を策定した後、各界からの意見を求めてきたが、おおむね当会の計画案に賛同する意見であったため、とくに計画案を修正する必要はないものと考える。

今回、計画案を確定し公表することとしたが、本文中に引用しているデータが若干古くなってしまい、加えて本年5月21日から実施されている裁判員裁判や被疑者国選弁護事件の対象拡大などには言及されていない。さらには、昨年来の経済不況に対して新たな対応などを実施しているので、この際、以下のとおり、最小限必要と思われる範囲でデータの修正や計画案策定後の当会の取り組みなどについて補足する。

第1 本文のデータの修正

第2次計画記載のデータのうち、2009（平成21）年8月1日現在の弁護士の数などについては、以下のとおりである。

なお、平成10年4月に国際法律・会計相談センター（北九州市小倉北区浅野）を開設し、平成19年3月に甘木センター（甘木市）を閉鎖し、平成18年10月に玄界弁護士相談センター（古賀市古賀）を、19年2月に魚町法律相談センター（北九州市小倉北区魚町）をそれぞれ開設している。

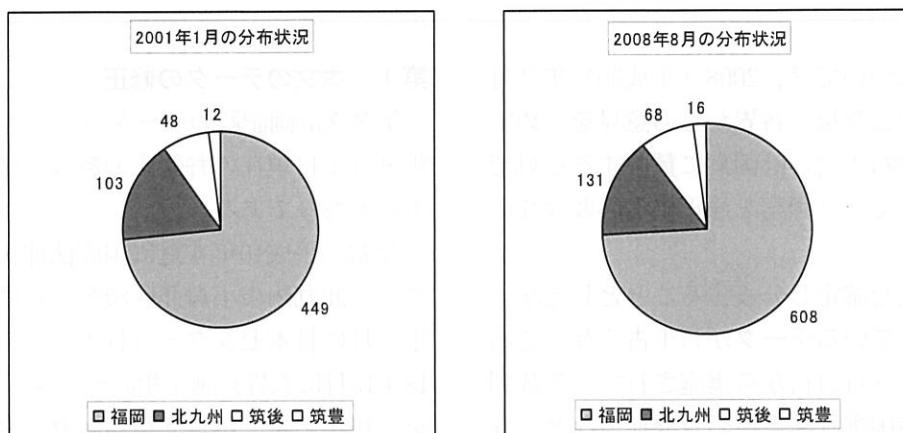
・ 9ページ上段の表

弁護士会	2001年1月	→	2009年8月	増加数	増加率
福岡県	612人	→	823人	211人	34%
東京都（3会合計）	9,077人	→	12,984人	3,907人	43%
大阪府	2,649人	→	3,387人	738人	28%
愛知県	869人	→	1,254人	385人	44%
神奈川県	742人	→	1,019人	277人	37%
札幌	325人	→	506人	181人	56%

・ 9ページ中段の表

部会	2001年1月	対全県比率	→	2009年8月	対全県比率
県弁護士会全体	612人	100%	→	823人	100%
福岡	449人	73.37%	→	608人	73.88%
北九州	103人	16.83%	→	131人	15.92%
筑後	48人	7.84%	→	68人	8.26%
筑豊	12人	1.96%	→	16人	1.94%

・ 9ページ下段の表



・ 10ページの表

	柳川	田川	八女	古賀	前原	宗像	甘木	山田	豊前
目標	4人	2人	4人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
実績	2人	3人	3人	1人	0人	4人	0人	0人	0人

・ 12ページの表

平成21年4～7月の充足率

天神弁護士センター	68.2%	柳川法律相談センター	54.6%
いとしま弁護士センター	31.5%	八女法律相談センター	58.8%
むなかた弁護士センター	40.8%	大牟田法律相談センター	70.0%
博多駅前法律相談センター	52.8%	北九州法律相談センター	43.4%
二日市法律相談センター	51.5%	折尾法律相談センター	56.6%
飯塚法律相談センター	85.2%	豊前法律相談センター	33.3%
田川法律相談センター	69.3%	行橋法律相談センター	52.4%
直方法律相談センター	66.3%	玄界弁護士相談センター	45.5%
久留米法律相談センター	78.8%	魚町法律相談センター	48.8%
うきは法律相談センター	26.3%	国際法律・会計相談センター	53.4%

第2 追加資料

(1) 2009年4月1日現在の法テラスとの民事法律扶助契約の締結状況

	契約弁護士	弁護士総数	契約率
総数	582	821	70.9%
福岡	417	608	68.6%
北九州	94	130	72.3%
筑後	58	66	87.9%
飯塚	13	17	76.5%

(2) 2009年4月1日現在の法テラスとの国選弁護の登録状況

	登録弁護士	弁護士総数	登録率
総数	594	821	72.4%
福岡	418	608	68.8%
北九州	106	130	81.5%
筑後	56	66	84.8%
飯塚	14	17	82.4%

国選弁護登録者のうち被疑者国選に登録している弁護士数

	登録弁護士	弁護士総数	登録率
総数	516	821	62.9%
福岡	350	608	57.6%
北九州	97	130	74.6%
筑後	56	66	84.8%
飯塚	13	17	76.5%

(3) 2009年4月1日現在の法テラスとの国選付添人の登録状況

	登録弁護士	弁護士総数	登録率
総数	232	821	28.3%
福岡	126	608	20.7%
北九州	78	130	60.0%
筑後	22	66	33.3%
飯塚	6	17	35.3%

第3 2008(平成20)年4月以降の取りくみ

1. 被疑者国選弁護事件の対象拡大への対応

2009年(平成21年)5月21日より、被疑者国選弁護人を付すべき対象事件が抜本的に拡大され、長期3年を超える懲役もしくは禁固にあたる事件もその対象となった。

これにともない、被疑者国選の対象事件数が従前の10倍以上になることが予想されたことから、当会は、2008年度(平成20年度)に国選弁護対応態勢確立推進本部を設置して態勢固めを進めた。

具体的には、被疑者国選弁護人の担当者名簿に未登録であった会員に働きかけ、あるいは国選弁護拡大ニュースを発行して会員に国選弁護の重要性を訴えるなどの活動を重ね、法テラスとの契約弁護士の増大を推進した。

これによって、上記のとおり2009年4月1日現在、総会員の63%の会員が登録する状況となり、被疑者国選対象事件の増加に対応しうる態勢を基本的に作ることができた。

なお、弁護士数の絶対的な不足がある筑豊地域における被疑者国選弁護対応態勢としては、比較的弁護士数の多い福岡地区等からの応援体制を組むこととし、通常日のみならず休日におけるバッカアップ態勢を築くための努力を傾注し、休日対応態勢に若干の課題を残すものの、基本的には筑豊地域(飯塚部会)における被疑者国選弁護事件の拡大にも対応しうる体制を確立することができた。

2. 裁判員裁判への取りくみ

2009年(平成21年)5月21日より、被疑者国選弁護事件の対象拡大と同時に、裁判員裁判制度が施行され、国民が参加する刑事裁判が始まった。

裁判員裁判対象事件の年間件数は、福岡地裁本庁で120件程度、小倉支部で45件程度に上ると予想されている。

当会では、いわゆる裁判員法が成立した平成16年に裁判員裁判実施本部を設置してこの新制度への対応態勢を整備してきた。

具体的には、会員が裁判員裁判に的確に対応することができるよう、裁判所と検察庁とともに模擬裁判を実施し、裁判員裁判における法廷弁護技術研修あるいは公判前整理手続きに関する研修などさまざまな研修体制を組んできた。また、裁判員裁判については原則として弁護人を複数選任するよう裁判所に対して要望し、複数選任に備えた裁判員裁判サポート弁護士名簿を作成するなどの体制づくりを行った。

また、本年4月には裁判員裁判実施本部を裁判員本部へと改組し、裁判員制度の3年後の見直し作業に備えた裁判員裁判の検証体制をつくるとともに、市民の観点を検証作業に反映させるべく全国に先駆けて市民モニター制度を設立した（公募の結果、120名が市民モニターに登録した）。

さらに、現在、裁判員裁判を弁護士の立場から検証するための弁護士モニター制度の設立も準備中である。

3. 生存権の擁護と支援のための緊急対策本部の設立

当会は、平成21年5月25日に開催された定期総会において、「すべての人が尊厳をもって生きる権利の実現を目指す宣言」を決議し、生存権の擁護と支援のための緊急対策本部を立ち上げた。

そして、同本部に、緊急生活支援部会、労働関係支援部会及び多重債務救済部会を設け、

- (1) 生活保護受給申請の代理
- (2) 違法な派遣切りや雇い止めのは正を求める労働局に対する申告代理
- (3) 生存権、労働権を擁護し支援するための各種法律相談

などの活動を行い、これらの活動を通じて社会的セーフティネットの再構築のための活動を実施している。

4. 弁護士法人あさかぜ基金法律事務所の設立

平成20年9月当時、弁護士1人あたりの人口が3万人を超える、いわゆる弁護士過疎地域は、全国に116ヶ所あり、そのうち4分の1にあたる28ヶ所が九州地区内にあった。

このため、九州弁護士会連合会は、九州地区的弁護士過疎地で働く弁護士を養成するための拠点

事務所として「弁護士法人あさかぜ基金法律事務所」を福岡市に設立したが、当会はあさかぜ基金法律事務所の運営と弁護士養成を支援するために、運営委員会を設置するとともに指導担当弁護士を配置して成功のために活動している。

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所は、平成21年8月現在、4名の新人弁護士が入所しており、同年10月にはさらに4名の弁護士が入所する予定であり、同事務所に入所した弁護士は、1年ないし1年半にわたってベテラン弁護士の指導を受けながら、弁護士としての知識や技術を身につけ、その後、九州地区内の過疎地に赴任して、過疎地でのリーガルサービスの担い手として活動する予定である。

5. 犯罪被害者支援の状況

平成20年11月の刑事訴訟法等の改正により被害者の刑事裁判への参加制度が開始されたことにもない、被害者から委託を受けて公判に出席して代理人活動を行う国選被害者参加弁護士代理人名簿を作成し、現在、100名を超える当会会員が登録している。

6. 検察審査会法の改正にともなう新制度への対応体制づくり

改正検察審査会法が2009年（平成21年）5月21日から施行され、弁護士が審査補助員や指定弁護士として検察審査会の審理にかかわることになった。

当会は、この新制度に的確に対応するべく、審査補助員推薦名簿を作成し、検察審査会事務局や裁判所との間で審査補助員と指定弁護士の推薦手順などについての協議を行い、新たな制度への基盤整備を行った。

地域司法計画推進室規則

(設置)

第1条 福岡県弁護士会（以下「本会」という）に地域司法計画推進室（以下「推進室」という）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、会長の旨を受けて、本会が策定する地域司法計画についての提言、関連委員会と連携した年次計画の作成及び年次計画の実行状況の検証を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 推進室に室長及び委員若干名を置く。
2 室長は、委員の中から会長が指名する。
3 委員は、会長が委嘱する。
4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第4条 推進室は、次に掲げる事項に関する活動を行う。

- (1) 本会が地域司法計画を策定するにあたっての調査、研究及び提言
- (2) 地域司法計画に基づく年次計画の作成
- (3) 年次計画の達成状況についての検証
- (4) その他地域司法計画を策定、推進するにあたって必要な諸活動

附 則

1 この規則の施行後最初に選任された委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、2010年3月31日までとする。

■ II 福岡地域司法計画（第1次）と新たな計画策定の趣旨

1 福岡地域司法計画（第1次）の概要

(1) 当会は2002年11月に福岡地域司法計画（第1次）（第1次計画）を公表した。この時期は、その前年の2001年6月13日に司法制度改革審議会の意見書『21世紀の日本を支える司法制度』が出された直後であり、そこで示された今後の司法のあり方と具体的な制度設計をめぐる議論が沸騰しているさなかであった。

第1次計画が立脚した基本的な認識は、21世紀の日本社会では司法の役割の重要性が飛躍的に増大し、行政による事前規制によるのではなく、社会の隅々まで公正かつ透明な法的ルールにもとづく紛争解決の仕組みが整備されるべきであり、これを担う法曹、とりわけ弁護士の役割はきわめて大きく、我々はこれに応えなければならないということである。

1990年代の日本の経済的行き詰まりの要因

がいわゆる「護送船団方式」などに見られる各種の制度疲労にあるといった指摘を背景に、行政的諸規制の撤廃や緩和、市場原理にもとづく自由競争奨励と経済的力関係優先の諸施策が推進されてきた。

このような政策の是非については意見の対立があるものの、このことは、日本社会に法の支配を貫徹し、社会的弱者の人権を擁護するとともに、広範な市民や企業の法的ニーズを満たして、弁護士の使命である「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を具現するためには、「利用しやすい司法制度の実現」が必要不可欠であることを浮き彫りにした。

言いかえると、第1次計画は、司法改革のスタートに際し、改めてこのことを確認したうえで、「利用しやすい司法制度の実現」のための地域における具体的な司法の充実に向

けて、福岡県弁護士会としてどのように取りくむべきかを提起したものである。

(2) 以上のような観点に立脚して、第1次計画では、福岡県内のあらゆる地域・あらゆる市民にとってより利用しやすく充実した司法サービスの提供を実現するとの目標を立て、そのための具体的方策として、それまでも展開してきた法律相談センターや当番弁護士などの活動を拡充することはもちろん、新たに導入されることになった裁判員制度や被疑者国選弁護制度を支えるとともに、今後新たに生起し、あるいは掘り起こすべき多種多様な法的ニーズに対応しうるための法曹人口の増大と過疎・偏在の解消に向けた具体的な目標を設定した。また、弁護士人口増加の下における質の確保・向上のための「研修センター構想」などを提言した。

さらに、1989年に全国で地方裁判所支部の統廃合が行われて以来、国民の司法アクセスがむしろ困難になっていると言わざるを得ない裁判所と検察庁の現状を分析し、その人的・物的充実が焦眉の急であることを強く指摘した。

2 その後の経緯

(1) 法律相談センターの充実と各種法的救済活動の展開

第1次計画の公表から5年あまりの年月が経過した。

この間、福岡県内の法律相談センターは20か所に至り、広範な県民への司法サービスの提供に大きな役割を果たしている。また、当番弁護士はじめ、少年、高齢者・障がい者、精神障がい者など、いわゆる社会的弱者の救済や人権擁護活動も、多くの会員の献身的な尽力によって、着実に実績を積み上げてきた。

(2) 新たな法曹養成制度への対応と研修体制

他方で、法科大学院が発足し、その卒業生である新司法試験を経た法曹が誕生して、既に当会に入会している。司法修習制度も、期間の短縮とこれにともなう修習内容の大きな変容がもたらされ

た。

法科大学院については、当会の少なからぬ会員がその経験や専門分野を生かし、実務家教員として参画し、次代の法曹を養成するための教育に尽力している。

このような新たな法曹養成制度のもとで誕生した法曹には大きな期待がある反面で、その質の維持は未知数のものがあって、懸念すべきいくつかの問題点も指摘されている。

このことをも想定しつつ、第1次計画では、弁護士業務の高度化・専門化に対応するための組織的・継続的研修および恒常的な法情報やスキルの蓄積・発信を実現すべく、ハード・ソフトの両面にわたる「研修センター構想」を提起していた。しかしながら、この間、弁護士会における各種の研修は、個々的には多種多様のテーマが取りあげられ、内容的にも充実してきてはいるものの、これまでのところ、このような構想そのものの実現に向けた具体的企画の立案への着手はなされないままであり、その目処は立っていない。

(3) 弁護士過疎・偏在対策

① 福岡県全体の弁護士人口は、この5年間に612人（2002年1月）から759人（2008年1月）と、157人増加（増加率25.7%）しているものの、以下のような他の大都市圏と比較すると、その増加率は低位にとどまっており、全国の弁護士人口総数に占める割合も、上記各同時期比較で、3.24%から3.03%へと、若干ではあるがむしろ低下している。

一方、福岡県内の各地区（部会）ごとの弁護士人口の推移と福岡県全体の弁護士数に占める割合を見ると、以下のように、福岡市周辺（福岡部会）に集中する度合いに基本的な変化は見られない。

さらに、いわゆるゼロ・ワン地域の解消を含めた弁護士過疎克服計画について言うと、2006年3月までの実現を目指した地区（地方裁判所支部所在地）に関しては、次のとおりであり、第1次計画の目標を達成できたのは田川だけである。

柳川支部 目標4人 → 現状0人
(近く1人の予定)

田川支部 目標2人 → 現状4人

八女支部 目標4人 → 現状1人

また、2009年3月までにそれぞれ2人の弁護士配置を目指した地域（古賀市、前原市、宗像市、甘木市、山田市、豊前市）は、依然としてゼロのままである。

② 以上によれば、弁護士の都市集中傾向は全体として、むしろ強まっていると言わざるを得ないが、これは、弁護士の側の事情だけではなく、日本全体の社会・経済状況とも密接に関係している面があって、根深い問題をはらんでいることは否めない。

前述の研修センター開設は、過疎地への弁護士派遣・定着の供給源などの機能を期待してのものであったが、未だ素案さえも作成することができていない状況の中で、九弁連管

内のひまわり公設事務所や法テラス事務所に赴任する弁護士のほとんどが九弁連以外の単位会（特に東京）で養成されている現状にある。

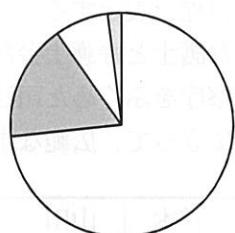
このように、第1次計画で掲げた過疎克服策は、全体的な会員数の増大にもかかわらず、抜本的な問題解決の糸口はいまだ見いだせていないというのが実情である。

③ 他方、日弁連は、2007年12月、弁護士過疎・偏在解消のための経済的支援策を決定し、今後5年間に10億円の資金を投じて、過疎地等への弁護士配置・定着を促進するための経済的援助を行うことを決定した。

これを受け、九州弁護士会連合会と福岡県弁護士会では、九州内の過疎・偏在地域におけるひまわり公設事務所や法テラスの過疎地事務所に赴任する弁護士や同地域で開業する新人弁護士を養成することを目的とする、

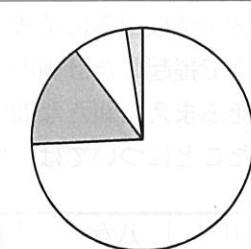
弁護士会	2001年1月	→	2008年1月	増加数	増加率
福岡県	612人	→	759人	157人	25.7%
東京都(3会合計)	9,077人	→	12,314人	3,237人	35.66%
大阪府	2,649人	→	3,278人	629人	23.74%
愛知県	869人	→	1,173人	304人	34.98%
神奈川県	742人	→	971人	229人	30.86%
札幌	325人	→	459人	134人	41.23%

部会	2001年1月	対全県比率	→	2008年1月	対全県比率
県弁護士会全体	612人	100%	→	759人	100%
福岡	449人	73.37%	→	564人	74.31%
北九州	103人	16.83%	→	117人	15.41%
筑後	48人	7.84%	→	60人	7.91%
筑豊	12人	1.96%	→	18人	2.37%



- 福岡 449人
- 北九州 103人
- 筑後 48人
- 筑豊 12人

2001年1月の分布状況



- 福岡 564人
- 北九州 117人
- 筑後 60人
- 筑豊 18人

2008年1月の分布状況

いわゆる拠点事務所を開設することを検討しているところである。

3 新たな制度への対応

このたびの司法改革の大きな柱の一つである日本司法支援センター（法テラス）については、弁護の自主性・独立性などをめぐるさまざまの議論を経て、2006年10月に業務を開始した。以来、当会の会員が福岡地方事務所と北九州支所の所長・副所長に就任し、当会と緊密な連携を保ちつつ、法律扶助および国選弁護人確保・指名業務を遂行してきた。

これまでのところ、関係者の多大の努力により、円滑に業務が遂行されているが、契約弁護士のさらなる増大は大きな課題となっている。

また、1年後に実施が迫っている裁判員制度と被疑者国選弁護制度の対象事件大幅拡大に向けた当会の対応態勢は、その量・質の両面において、多くの問題点が浮き彫りになっている。

4 裁判所等の改革

裁判所・検察庁の人的・物的容量の拡大および弁護士任官や裁判所委員会などの裁判所改革に関しては、裁判官評価アンケートの実施などの取り組みを展開してはいるものの、目に見える成果を得るには至っていない。

5 福岡地域司法計画（第1次）の総括

当会は、この5年間、従前にも増して法律相談センターの拡充や当番弁護士などの各種法的救済活動といった個々の取り組みに注力してきた。このことは、当会の内外において相応の評価を得ているところもある。

しかし、第1次計画を公表したあと、司法改革諸制度の制度設計をめぐる議論や取組みに忙殺されてきたこともあるって、そこで提起した計画の実施と進捗状況の検証、これをふまえた新たな問題提起を十分になしえなかつたことについては、率

直に反省しなければならないと考える。

制度設計を経て「司法改革の実行の時代」と称される今日、当会は、5年前よりもさらに困難な、しかし着実に、それも早急に実行を積み重ねていくことが迫られているさまざまな課題に直面している。

6 福岡地域司法計画（第2次）策定の取り組みとねらい

(1) 当会は、このような認識に立って、2007年11月に福岡地域司法計画プロジェクトチームを設置した。そして、この5年間にわたる司法改革の制度と実行などの取り組みの成果を確認するとともに、そこで浮き彫りになった問題点を整理し、今後の福岡県における地域司法のあり方とそこに至る実践課題を改めて確認した。そのうえで、福岡県の弁護士人口が現在のほぼ2倍前後になると想定される10年後をも念頭に置きながら、実現のためのプロセスについての検討を重ね、ここにその素案を策定した。

第2次計画は、第1次計画当時にその制度設計が議論されていた司法改革の制度がほぼ確立し、実行段階にあるとされているなかで、福岡という地域において、これらの制度を実際に担う当会に与えられた課題は何か、これらを克服する方策をどう考えるべきかを提示するものである。すなわち、この計画は、弁護士会を取り巻く状況が激変している中で、新しい制度を定着させ、さらに発展させること、弁護士人口増員を危機としてではなく、新たな展開への力の源泉ととらえ、このような状況における「利用しやすい司法・弁護士制度」の実現を目指すことを改めて確認し、そのための目標を設定する。

それは、弁護士と弁護士会だけではなく、裁判所・検察庁をふくめた司法全体が真に国民的な基盤に立って、広範な市民の法的ニ

	柳川	田川	八女	古賀	前原	宗像	甘木	山田	豊前
目標	4人	2人	4人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
実績	0人	4人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

ズを掘り起こし、これに的確に応えることによって、公正・透明な法化社会を実現するための新たな展望を切り開こうとするものであり、これに向けた今後の当会の取りくみの鳥瞰図としての性格を有する。

- (2) なお、裁判所・検察庁のあり方については、もとより弁護士・弁護士会だけで変革を実現できるものではなく、国の制度として、立法および最高裁の施策を通じて行われることではある。しかし、かつての裁判所支部の統廃合にも見られるように、裁判所・検察庁のあるべき姿は、それぞれの地域における具体的な実情を抜きにしてはどうてい構想できないのであって、地域の中で市民と密接な関係を有して法的業務にたずさわっている弁護士の果たすべき役割はきわめて大きなものがある。
- (3) 第2次計画の性格として何よりも重要なことは、第1次の反省に立ち、計画倒れに終わらせることのないよう、これから毎年の当会の活動における羅針盤にしながら、より具体的な年次計画を立て、実行に移すものと位置付けられなければならない。

もとより、弁護士・弁護士会と司法全体をめぐる情勢はこれからも激動の中にあって日々変化をしていくであろうし、法科大学院・法テラス・裁判員制度・被疑者国選弁護制度などの制度の実施にともなう新たな課題が生起

し、あるいはさらなる制度改変もありうる。その意味で、この計画は決して固定的なものではなく、その時々の状況に応じて適切な追加や変更が加えられるべきであることは言うまでもない。

しかし、それはあくまでも基本的な方向性をふまえたうえで、不断の検証にもとづく継続性を持ったものでなければならない。そのためには、このような作業を担うべく、執行部直属の恒常的な組織を設け、計画の進捗状況を確認し、当会内外の意見を集めてこれを整理し、新たな実行課題を発信し続けていく必要がある。

- (4) この計画案は以上のような観点に立って提起するものである。とはいっても、具体的なテーマに関する記述では、その多くが現状分析にとどまっていて、今後取りくむべき新たな制度や実践の提言とその展望などの点では、まだまだ明確に描き切ってはおらず、不十分なものであることは否めない。

しかしながら。そのことをふまえつつも、これをたたき台として、弁護士会の内外で議論をしていただき、より充実した内容にするとともに、これから実践とその検証を経て毎年更新を重ね、できるところから着実に実行に移していくべきである。

III 福岡県における法的サービスの現状と課題

A 弁護士・弁護士会の法的サービス

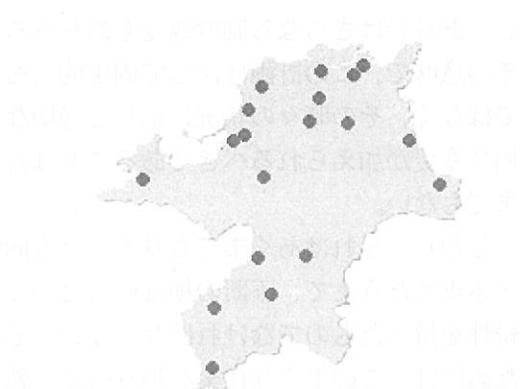
1 弁護士会が提供している法的サービスの現状と課題

当会は、法律扶助協会・日弁連交通事故相談センター・県や市の相談・消費生活センターや社会福祉協議会などの団体が実施する各種の無料相談に加えて、1985年から県下に法律相談センターを設置し、1990年には全国に先駆けて当番弁護士制度を発足させたほか、当会独自のさまざまな法的サービスを実施して県市民の法的需要に積極的に応えてきたつもりである。

しかし、いまだに弁護士は市民にとって敷居が高く、気軽に相談できない存在であるという指摘がある。

市民に対する積極的な広報のあり方、自治体などの関連団体との連携、専門化していく諸問題に対する対応のあり方などを検討して、さらに市民の法的ニーズに応える、市民に身近な弁護士・弁護士会になることが必要である。

まずは、当会の法的サービス実施の現状と課題を見てみよう。



福岡県内の法律相談センターの分布状況

(1) 法律相談センターの展開と活動

当会は、福岡地区に6ヶ所、北九州地区に6ヶ所、筑後地区に5ヶ所、筑豊地区に3ヶ所の合計20ヶ所に、法律相談センターを設置している。相談日は、週5日以上のセンターが8ヶ所、週に3日以上（5日未満）のセンターが6ヶ所、週に1日のセンターが4ヶ所である。他の2ヶ所は月に1、2回である。なお、天神弁護士センターでは外国人のための無料法律相談を第2、4金曜日に実施している。

他県と比較してセンターの数が多いことから、福岡県においては一般市民に対して法的サービスを提供できる基盤がかなり充実していると評価できる。

しかし、相談予定のコマ数に対する相談者の充足率（予定コマ数に対する実施コマ数の割合）は、50%以上が7ヶ所あるが、30%以下のセンターも4ヶ所ある（*2005年度版日弁連統計年報による）。充足率が低い原因としては、広報が不十分ではないか、センターの設置場所が地域住民にとって不便な場所ではないかなど、いろいろ考えられる。法律相談センターの業務は、一般市民に対して法的サービスを提供する第一歩であるので、利用者の拡大を常に課題とし、充足率の低いセンターについては、その原因の究明と充足率向上への対策を検討する必要がある。

充足率を高めるための工夫として、「センターを開設して待っているだけでは『弁護士には相談しにくい』という相談者の心理的な障害は克服できない」との認識のもと、自治体の市民相談の窓口と相談センターを結びつけるチケット方式を

法律相談センターの充足率

天神弁護士センター	69.2%
甘木法律相談センター	18.7%
いとしま弁護士センター	31.4%
むなかた弁護士センター	45.7%
博多駅前法律相談センター	52.2%
二日市法律相談センター	31.1%
飯塚法律相談センター	100.0%
田川弁護士センター	100.0%
直方弁護士センター	100.0%
久留米法律相談センター	71.9%
うきは法律相談センター	20.9%
柳川法律相談センター	49.7%
八女法律相談センター	20.0%
大牟田法律相談センター	47.9%
北九州法律相談センター	69.0%
折尾法律相談センター	49.5%
豊前法律相談センター	25.0%
行橋法律相談センター	27.1%

2001年から積極的に展開している。チケット方式とは、自治体との間で法律相談委託契約を締結し、市民が市民相談窓口でチケットを受け取って、それを持参して最寄りの法律相談センターで無料相談が受けられるようにするものである。2007年10月現在、17の自治体でチケット方式が導入されている。

同時に、自治体の市民相談窓口の職員に法律相談事業を理解してもらうため、福岡県法律相談連絡協議会を設立し、窓口職員や民生委員、社会福祉協議会職員などを対象として毎年4地区で「法律相談活動の活性化」を目的とした研修会を開催している。

さらに、多重債務問題が社会問題化してきたことにともない、これを生活困窮者の人権問題ととらえ、2007年6月（福岡地区及び筑豊地区は4月から）から相談料の無料化を実施し、これをテレビ、ラジオ CM で広報・宣伝するとともに、自治体職員全体の研修会の実施をすべての市町村に呼びかけ、福岡県多重債務対策本部（本部長は麻生亘県知事）と連携して、全県下で多重債務問題解決のネットワークを形成しようと取りくんでい

る。これは、弁護士会が「法律相談事業の推進」から「生活支援ネットワーク事業の推進」の一翼を担おうとするもので、従来の「司法サービスの提供」を乗り越えようとする新たな取り組みである。

(2) 紛争解決センター（ADR）の機能強化

紛争の終局的解決手段が裁判所による手続であることはいうまでもない。

しかし、社会に生起する紛争は多種多様であり、当事者の自主性を生かし、良好な関係の回復ができるような解決が望まれる紛争や、秘密を保持するうえで非公開の手続が必要とされる紛争もあり、紛争の規模、性格、当事者の事情などに応じて、それぞれの紛争に適した紛争解決方法を選択できることがきわめて重要である。

ADRは、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を生かし、柔軟な手続をとることが可能な紛争解決手続であり、さらには、専門家が手続主宰者あるいは専門委員として関与することにより、専門的知識を要する紛争についても的確に解決することが可能な紛争解決制度である。

また、ADRが拡充・活性化され、事案に応じた紛争解決手続を選択することが可能となれば、裁判所に持ち込まれる紛争が選別され、ひいては裁判所の迅速な、しかも充実した審理に資することになると思われる。

当会においても、2002年12月に福岡県弁護士会紛争解決センターを設立した。同センターでは、仲裁人候補者に経験豊富な弁護士を揃え、専門的知識を必要とする紛争にも的確に対応できるよう、医師や建築士、司法書士などの協力を得た専門委員制度を設けている。また、市民の利便性に応えるべく、福岡市、北九州市、久留米市の3ヶ所にセンターを開設しており、今後さらなる展開も検討している。

2007年4月1日には裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が施行され、司法書士会などの専門士業においてADR設立に向けた作業が始まっているだけでなく、民間型のADRの設立の動きも出てきており、さらに、行政庁においてもADR設立に向けた検討が開始されている。

福岡県土地家屋調査士会が開設している「境界問題解決センターふくおか」に当会会員を運営委員等として派遣しているように、今後は、弁護士会のADRの拡充・活性化という課題だけでなく、専門士業などが設立するADRにどのように弁護士あるいは弁護士会が関与していくか、それぞれのADR相互の連携をどのように図っていくかが重要な課題となってくると思われる。

(3) 当番弁護士と被疑者弁護援助制度

当会では、1990年12月1日から全国に先駆けて当番弁護士制度を発足させた。逮捕・勾留されている被疑者に関して、弁護士が無料で出動し、法的なアドバイスをするという制度であり、初年度は128件の申込みしかなかったが、認知されるとともに申込数も年々増加し、2005年には福岡県内で3800件の申込みがあった。

この当番弁護士制度と両輪となってきたのが、法律扶助協会による被疑者弁護援助制度である。私選弁護を依頼することが経済的に困難な被疑者について、継続的な被疑者弁護活動の必要性が認められるときは、法律扶助協会から弁護費用を援助することにより、実質上無料で被疑者弁護人を付けることができるという制度である。

福岡県においては、当番弁護士が出動後に弁護人として受任した割合は、2005年は26%であり(そのうち、この援助制度が用いられたのは9割)、全国的に非常に高い受任率を誇っており、刑事弁護人を必要とする被疑者に対して、弁護人を付ける機会を十分に提供できているといえる。

法テラスの設立にともない、2007年3月をもって法律扶助協会は解散したが、日弁連において被疑者弁護援助制度を自主事業として継続している。被疑者国選弁護の対象事件の拡大にともなって被疑者弁護援助の対象となる被疑者は減少することになるが、被疑者国選弁護人がつくまでのサポートとしての当番弁護士の重要性に変わりはなく、また被疑者国選から漏れる被疑者をサポートする制度として、今後も継続・活用していくことを予定している。

(4) 少年付添人制度

2001年2月には、全国で初めて、全件付添人制度を実施した。

これは、身柄拘束された全ての少年に弁護士付添人を付けるということを目的とした制度である。具体的には、裁判所の協力を得て、家庭裁判所に送致された段階で、無料で弁護士が面会に来るという当番付添人制度を少年に告知してもらい、少年の要請にもとづいて出動した弁護士が、少年保護事件扶助制度を利用して、実質的に無料で付添人として活動するという制度である。

福岡県においては、身柄拘束された状態で家裁送致された少年について、2005年には、その3分の2に弁護士付添人がついており、とりわけ福岡本庁においては90%以上の少年に弁護士付添人がついているという状況にあり、少年に対して非常に手厚いサポートを行える体制が実現できている。

そして、このような全件付添人制度が、他の弁護士会にも拡がり、平成19年の少年法改正による国選付添人制度の発足につながった。

国選付添人の対象事件はまだ限られたままであるし、その選任は裁判所の裁量に依っており、いまだ少年保護事件扶助制度を利用した付添人の意義は大きく、全件付添人制度をさらに推し進めていくことを予定している。

(5) 精神障がい者法律援助

2003年7月1日に、全国に先駆けて、全県下を網羅する、入院中の精神障がい者に対する出張相談法律援助活動を発足させた。

現在の登録会員数は220名に上り、2006年度には年間182件の相談申し込みを受け、出張相談さらに精神医療審査会への退院請求の代理人活動を行うなど、全国的に見てもきわめて突出した成果をあげている。

しかし、入院中の精神障がい者が法律援助にアクセスする方法が確保されているか、出張相談や退院請求が積極的になされて社会的入院の解消に向けての取組みが適正になされているか、各種専門家・関連団体との連携は十分か、などに検証する必要がある。

本制度は、日弁連から日本司法支援センターへ

の事業委託により全国的な法律援助活動としての承認を受けたが、今後は同センターとの連携により、公的制度化への方向を探る取り組みを行うべきである。

(6) 地域福祉と高齢者・障がい者問題

当会では2000年4月高齢者・障がい者支援センター（通称あいゆう）を設立するとともに、定期的な来館相談や相談担当者である地域や施設などの福祉関係者からの電話相談に応じる福祉の当番弁護士制度を実施してきた。

しかし、本格的な高齢化社会を迎える判断能力や身体機能の低下によって生活の質が低下しないよう支えるために、高齢者や障がい者の社会生活を地域社会のネットワークによって支えることを志向する「地域福祉」の考え方が提唱され、これが福祉分野の支配的な指導理念として定着しつつある。

このような理念を反映する立法上の施策として、2005年の介護保険法の改正により発足した地域包括支援センターがあり、地域において高齢者の権利擁護にかかる相談に関与する行政システムが構築された。一方、障がい者福祉の分野においても、2006年12月に障がい者権利条約が国連で採択され、障がい者を差別することなく包み込む社会の構築が現実の課題になっている。このような「地域福祉」の潮流のもとでは、弁護士をはじめとする司法システムが、医療・保健・福祉の各分野に関わる諸機関諸団体とのネットワークの中で、どのような支援を提供することができるかという視点が重要である。

この点では、弁護士へのアクセス障害を克服するための有効な手段と想定される電話相談や、判断能力の低下した高齢者や障がい者をサポートする成年後見制度に、専門職としての弁護士が関与する体制を弁護士過疎地域をふくめて手当していく必要がある。

また、高齢者や障がい者をターゲットとする消費者被害の防止や、高齢者虐待の防止の活動など様々な問題を解決するために、医療・保健・福祉や行政の担当者との連携の必要性の認識も高まっている。当会では、福祉関係者をふくめた研修を

実施し、医師会とのパートナーシップ契約を締結し、2007年10月1日から高齢者虐待対応チームを福岡県社会福祉士会との連携で立ち上げているが、県内のあらゆる地域でそうした連携の実をあげていくためには、多くの弁護士がすべての地域社会で高齢者・障がい者の権利擁護に関わる仕組みが求められている。

また、当会は、市民の救貧対策として、日弁連の自主事業であるホームレスに対する法律援助を行い、本来、保護を受けることができるにもかかわらず不当に生活保護の受給を受けることができなかつた市民の申請支援等を行っているが、これをさらに拡大し、貧困に陥る前の段階で市民の生活支援を行うべく、セーフティーネットを確立するとともに、積極的に貧困の連鎖を断ち切るべき国や地方自治体などと連携した連絡協議会を設立するなど、積極的な政策提言を行っていくことも必要である。

(7) 電話相談

(交通事故相談、子どもの人権110番など)

当会では、交通事故被害者サポートセンターを設置して、毎週月曜日から金曜日までの午後1時から4時まで、無料電話相談を実施している。また、その後に面接相談をするときにも1回は無料である。

また、毎週土曜日には、子どもの権利110番を実施し、いじめや体罰、学校問題などの子どもの人権に関わる問題に関して、無料での電話相談を実施している。

それ以外にも、不定期にではあるが、行政問題弁護士ホットラインを実施して、行政に対する苦情や不服、行政関係の事件に関する相談について、無料による電話相談や面会相談を実施したり、そのほか適宜、テーマごとの電話による無料法律相談を実施している。

(8) 犯罪被害者支援

犯罪被害者に対する支援も積極的にすすめている。

犯罪被害者支援センターにおいて、研修を受けた弁護士が無料での電話相談を行っている。さら

に、被害者が希望すれば、面接相談についても初回は無料であり、継続的に相談を受けたり、代理人活動を行っていく場合であっても、経済的に弁護士費用を支払うことが困難であるときには、犯罪被害者援助制度によって弁護士費用の援助が受けられる体制もとられている。

今後の課題としては、①無料電話相談窓口が天神センターのみに設置されているが、北九州及、筑後、筑豊の全県に拡大すること、②精通弁護士名簿を整備して法テラスに提出しているが、平成20年中に刑訴法等改正による被害者参加人の委託を受けた弁護士が公判に出席して代理人活動ができることになることから精通弁護士の紹介依頼の増加が予想されるので、名簿登録弁護士のさらなる増加を図ること、である。

2 刑事司法改革への対応

(1) 被疑者国選制度への対応

2006年10月から、被疑者段階にも弁護人を国費でつけるという被疑者国選制度が始まった。

この被疑者国選弁護制度は、公判前の捜査段階での弁護活動の意義を再確認したものであって、起訴後の段階でしか国選弁護人がつかないという問題点を克服するため、1990年に福岡・大分が全国に先駆けて当番弁護士を発足し、その後、当番弁護士制度が全国に広げていったという弁護士会・日弁連の運動の成果である。

対象事件が重大事件に限定されてスタートしたが、2009年の第2段階では、対象事件が一挙に広がり、対象事件数は10倍以上になることが予想されている。この新たな被疑者国選制度に対応できる態勢をつくっていくことが、弁護士会の重要な役割になる。

そのためには、福岡部会に比較的多く見られる被疑者国選制度の未登録者に対して、登録を粘り強く説得していく必要がある。これまでの当番弁護士登録率にまで登録率が回復すれば、件数的には十分に対応していくことが可能である。

筑豊地区の事件については、飯塚部会会員のみでは対応がきわめて困難であると思われることから、福岡部会と北九州部会からのサポートが不可欠である。その意味で、今後の継続的なサポート

体制を考えるうえでは、法律相談センターの担当者について筑豊地区の被疑者国選登録者を優先するなど、被疑者国選制度を支えていく枠組みをつくりあげているところである。

また、小倉支部においても、刑事事件数がきわめて多いのに対して、これを担う北九州部会の弁護士数が相対的に少ないという問題があり、法テラスのスタッフ弁護士や公設事務所による手当てや、新人弁護士の積極的な招聘などにより対応していく必要がある。

そのほか、壱岐・対馬に関しても、現在、それぞれ公設事務所があるものの、とくに対馬については件数的に一人の弁護士のみで対応することは困難であるし、また共犯事件における利害相反の可能性もあることから、距離的に近く、これまでも当番弁護士で協力してきた実績のある当会がサポートしていく必要がある。その際には、長崎本庁で行われる裁判との関係で、国選弁護人のリレー方式の運用を確立していく必要がある。

被疑者国選弁護の質的な問題としては、すでにこれまでも当番弁護士からの受任率が全国的に見ても高く（2005年は26%）、また多くの弁護士が被疑者弁護に積極的に取り組んできていることから、改めて大規模な研修などの必要はなく、むしろ継続的に被疑者弁護のレベルを底上げしていくための研修・勉強会を行っていくことが望ましい。

（2）裁判員裁判への対応

2009年5月から裁判員裁判が始まる。

この制度は、一般市民が裁判員として裁判官と一緒に裁判に関わる制度であり、これまでの公判の在り方を一変する制度であるといえ、弁護人としても冒頭陳述や弁論などの主張や、証人尋問その他の立証方法を工夫していく必要がある。

とりわけ、裁判員裁判を対象とする登録制度がとられることは予定しておらず、その意味でも被告人国選登録者全体に対して、さまざまな研修を行っていく必要があり、またこの裁判員裁判導入に先行してすでに始まっている公判前整理手続に関しては、これまでの各弁護人の経験を分析・検討していくなかで、より具体的かつ実践的な研修をしていく必要がある。

また、対象事件が重大事件であるのみならず、連続開廷が予定されていることから、これに対応するための体制づくり、さらには裁判所や法テラスに対して積極的に複数国選弁護人を認めるよう働きかけをしていく必要がある。

次に、裁判員裁判が実施される裁判所としては、福岡県では本庁以外に小倉支部が予定されているものの、合議体が構成可能な支部である久留米支部も飯塚支部も裁判員裁判が予定されていない。

とりわけ久留米支部については、裁判所の規模から考えれば十分に裁判員裁判を担っていくことが可能と考えられることから、久留米支部における裁判員裁判の導入を検討していく必要がある。

3 市民のアクセス・市民のニーズに適したサービス

以上に検討したように、弁護士会としては法的サービスの提供に努力してはいるものの、市民には十分に伝わっていない。また市民が相談する内容も専門化していく傾向にあること、そして弁護士の専門性に関する情報の広報も市民のニーズに応え切れていないことが分かった。

そこで、市民に対する広報のあり方と弁護士の専門性の深化とその広報の問題を検討し、さらに、広報と専門性をつなぐものとして、自治体や他の専門家団体との協働を検討する。

（1）市民に対する広報

月報は毎月800部発行しているが、会員、他県の弁護士会、法曹関係団体のほかは司法記者クラブなどに配布するに止まっている。年に1回、当会の活動についての特集を掲載した広報誌「ウォーク」は7000部発行している。年度当初の執行部による挨拶回り、役員就任披露パーティーなどの際に配布し、また、市役所の広報課に対して配布するにとどまっている。

行政関係の広報誌においては、市政だよりなどに法律相談コーナーを設け、身近な法律問題について解説を掲載することによって、広報活動を行っている。

当会から市民に対する直接の広報は、電話帳（タウンページ）公告のみであったが、ホームページの開設後の平成14年からはホームページ委員会

を設置し、より魅力あるホームページにするため掲載内容の継続的な検討を行ったことにより、市民向けコンテンツの充実が図られるようになった。

平成19年6月には、多重債務者相談の無料化にともない、初めてのテレビCM、ラジオCMを実施して、大きな効果を得ることができた。

テレビCMなどで相談者が増えるということは、逆に言えば、CM広報をしなければ救済の必要がある人たちを放置していたことである。したがって、救済の必要がある人をもれなく救済するためには、市民に対する継続的・効果的な広報を考えていく必要がある。

(2) 弁護士の専門性とその広報

ア 市民からは、弁護士の専門性を知りたいとの要求が寄せられている。

司法改革審議会の意見書でも専門性が重視されている。これから弁護士は倫理性、公益性とともに、専門性を一層強めていく必要がある。

従来、「取扱業務の範囲は?」と問われるところと「民事一般」と答えるのが一般的であった。しかし、最近では、刑事、少年、離婚、高齢者、消費者、多重債務、医療、建築、知的財産権、不動産、マンション、交通事故、労働、涉外、民事介入暴力、倒産・再生、行政事件など、さまざまな分野で専門性を持って活動する弁護士が確実に増えている。

個々の弁護士、個々の法律事務所による活動から、事務所を超えた任意の研究会を結成し、あるいは弁護士会の委員会活動による研究や運動に裏打ちされて充実する方向もみられる。

イ 一般市民のみならず、企業や地方公共団体、関連士業や医師会から弁護士会に対する専門性についての情報取得要求は、とくに強い。会社経営を行ううえでの会社法や労働法の知識はいうに及ばず、コンプライアンス上必要な企業ごとの知識を適切に提供していく必要がある。

また、バブル崩壊以降の日本経済の構造変

化により疲弊した企業の再生への弁護士の関与などに、高齢化する創業者をはじめとする経営者から若い世代への事業承継上の弁護士の関与は、国の施策としても強く求められているところである。弁護士は必要かつ十分な援助を行えるよう早急に専門性を磨いていく必要がある。

ウ 現在、弁護士情報の提供については、弁護士会のホームページや出版物、個別法律事務所のホームページやNTTのタウンページ等によってなされ、一部については弁護士の専門性の紹介が行われている。

しかし、医師情報などと違い、弁護士情報は、教育・研修・実践の各段階においていまだ専門が分化しているとはいえないこと、専門化を支える多数の依頼者層があるともいえないことなどが原因となって、いまだに専門化は顕著に進んでおらず、専門情報を市民に伝えるだけの情報も十分に蓄積されていない。このような事情から、弁護士会が個別弁護士の専門性を市民に情報提供することについては、慎重論が多かった。

しかし、専門情報についての市民の要望が高いうえ、弁護士が着実に専門性を持ち、研鑽を重ね、事務所によっては専門性を情報発信する事務所の数も増えている現状から、弁護士会としても、一定の専門情報を提供することを考慮しなければならない。

エ 弁護士の専門性を認定する仕組みのあり方
弁護士会は法律相談センター活動などにより市民に対して法的サービスを提供しているが、市民の法的需要はそれにとどまらない。各種アンケートでは、常に弁護士の専門性に関する情報の不足が不満としてあがっている。

いろいろな問題が起きている現在、市民が、弁護士会に対し、弁護士の専門性に関する情報の提供を希望するのは当然である。しかしながら、弁護士会は、これまで会員弁護士の専門性情報を取得し蓄積してきてはいない。また、弁護士会が、会員弁護士の一方的な申

告にもとづいて、専門性を担保する印象を与えるような情報を発信することはできない。

弁護士の専門性に関し、どのような情報をどのような方法で蓄積していくか、その情報を提供するときにはどのようなルールで何を提供するかを早急に検討する必要がある。

オ 弁護士専門性を深めるための研修と広報のあり方

専門性と密接に結びつくものは研修である。弁護士会は、一定の研修を終えたものに対して、その研修を履修した旨の公証を与えることは可能であり、比較的容易である。研修のみによって専門性が与えられるものではないが、自己研修または合同研修の研修なくして専門性は広がっていない。

今後、弁護士の生涯研修の一貫として、法律専門分野の研修を充実させて、この履修にもとづく広報を実施していくことが必要である。

(3) 地方自治体との連携

ア 現状

地方自治体とは、法律相談事業の委託、講演会の講師派遣、各種委員会等の委員の推薦などによって、連携を取っている。とりわけ、法律相談事業に関しては、自治体の市民相談窓口の職員に法律相談事業を理解してもらうため、1991年に福岡県法律相談連絡協議会を設立し、窓口職員や民生委員、社会福祉協議会職員などを対象として毎年4地区で「法律相談活動の活性化」を目的とした研修会を開催している。

イ さらに深い連携を求めて

財政状態が逼迫する地方公共団体が抱える私債権回収、あるいは、地方公共団体に対するさまざまなクレーム処理や行政介入暴力など、その処理に弁護士が関与すべき分野は数多く存在する。また、条例制定のサポートも弁護士に適した分野であるし、さらに任期付公務員という形で弁護士が地方公共団体に関

与することも推進していくべき事業である。

2007年から当会は福岡市と情報交換を兼ねた勉強会を始めているが（福岡県はオブザーバー参加）、その中で、両者の連携は一層必要性の度合いを増している。

そこで、今後、当会は、地方公共団体に対して、前掲の分野をはじめ、さまざまな分野で連携を図っていくことが必要である。

(4) 専門職団体・企業、その他諸団体との連携

ア 専門職団体との連携強化

公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、弁理士の8士業とは福岡専門職団体連絡協議会の活動を通じて連携を取っており、市民へのサービスとして、関連する問題を一度に相談できる「くらし・事業なんでも相談会」を実施しているが、開催は年3回にとどまっている。

高齢者・障がい者、精神障がい者の問題については、医師会、社会福祉協議会、社会福祉士会、精神保健福祉士などの専門家・関連団体との連携が必要不可欠であり、連携が構築されつつある。

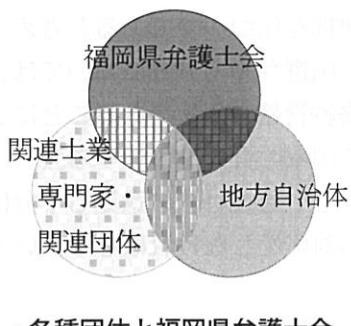
それぞれの士業にはそれぞれの分野の専門家であるから、士業間の連携、協働は十分な法的サービスのために、今こそ必要なものとなっている。専門職団体連絡協議会の伝統を生かして、これを発展させていくことが必要である。

イ 企業との連携

弁護士と企業については弁護士の企業コンプライアンスへの関与、さらに当面の課題としての企業再生、事業承継があげられる。

しかし、税理士その他の専門職と比較して、弁護士の企業への関与が質量ともに不十分であることも事実である。そこで、弁護士が企業経営にさまざまな形で関与出来るように、個々の弁護士の専門性向上に努めるとともに、弁護士の企業経営への関与について、十分な広報を行っていく必要がある。

当会は、2007年から福岡県商工会議所と情報交換を兼ねた勉強会を重ねているが、これらの取組みをますます充実するとともに、いろいろな方法で弁護士が企業にとっても身近な存在となるための取り組みを行っていくべきである。



ウ その他諸団体との連携

弁護士会は、新執行部のあいさつ回り先をふくめ、さまざまな団体との接点を有しているが、一部を除いて相互理解のもとに、十分な交流が図られているとは言いにくい状況にあり、この地域司法計画が視野に入る10年間で、その連携を強固なものとするよう努力していくことが必要である。

B 日本司法支援センター

1 日本司法支援センターと福岡県弁護士会とのかかわり

① 日本司法支援センターの設立と事業内容

日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法にもとづき2006年4月に設立された団体で、東京都に本部を置き、各都道府県の県庁所在地を主とした全国50箇所に地方事務所を展開して、同年10月から稼働を開始した。

福岡県においても、福岡市に福岡地方事務所本所（法テラス福岡）、北九州市に福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）を置き、久留米市及び飯塚市に相談所を設置している。

支援センターの事業内容は、総合法律支援法30条1項に定める事業、具体的には、情報提供事業、民事扶助事業、国選弁護関連事業、司法過疎対策事業、犯罪被害者支援事業の5つが基本となる事

業である（本来事業）。

これに加え、同法同条2項には本来事業に支障を来さない範囲で事業の委託を受けることができるとされており（受託事業）、既に日本弁護士連合会や日本財團から委託を受けた事業も実施している。

なお、これらの本来事業のうち、民事扶助事業は弁護士会の外郭団体であった財団法人法律扶助協会が行っていたが、支援センターが事業を引き継いだことにより同協会は2007年3月に解散している。

② 支援センターの具体的な事業展開と福岡県弁護士会とのかかわり

情報提供事業は、総合法律支援法において初めて設置された事業であり、法的なトラブルを抱えた市民の問い合わせに対して適切な相談機関などを紹介する事業である。対象となるトラブルは、負債整理や離婚などの典型的な法律問題に限らず、介護や年金などの高齢者問題をはじめとして教育、労働、税務など幅広いエリアを対象としているため、現在、関係機関の活動の情報収集やネットワークづくりがはじめられている。当会は支援センターにとってもっとも多い紹介先であり、ネットワークづくりのための支援センター主催の地方協議会への参加や情報提供業務を担当する職員の研修会に対する講師派遣などで協力している。

民事扶助事業は、財団法人法律扶助協会の業務を引き継いだものであるが、その主力業務は資力の乏しい人々への無料法律相談や弁護士費用の立替などであり、弁護士会が会員をあげて全面的にバックアップしている事業である。支援センターの設立により、先進国では最も遅れていた国家予算の本格的投入が可能となり、事業実績は飛躍的に拡大しており、たとえば法テラス福岡・北九州の無料相談件数は財団法人法律扶助協会福岡県支部の時代のほぼ2倍の件数となっている。

国選弁護関連事業は、主として被疑者弁護制度の実現を前提としての弁護人の確保の制度である国選弁護人の裁判所への指名通知業務を主な内容とし、国選弁護人への報酬支払いなど国選弁護人制度を下支えすることが期待されている事業であ

る。当会は、被疑者弁護制度の法的制度としての確立を提唱し、当番弁護士制度の創設や少年身柄事件への全件付添人就任の制度などの実践的活動に担ってきた立場から、基本的にはこれを全面的にバックアップしている。

司法過疎対策事業は、弁護士が少数か皆無の地域において、日本弁護士連合会が展開しているひまわり公設法律事務所の設置を補完し、支援センターとして法律事務所を開設して、全国津々浦々において法の支配を確保する事業である。北部九州においては、長崎県対馬にひまわり公設法律事務所が設置されていることを受けて、長崎県壱岐に支援センターの法律事務所を設置し、両事務所をあわせて長崎県北部の離島の住民の方々へのリーガルサービスが確保されている。当会は、対馬・壱岐の両事務所のバックアップ体制を組むことによって協力している。

犯罪被害者支援事業は、情報提供とともに犯罪被害者の支援に精通した弁護士を紹介する事業である。当会は、会員に対する犯罪被害者支援のノウハウなどの研修を行いつつ、支援センターに精通弁護士の名簿を提供して実質的にこの事業を支えている。

これら本来事業のほか、受託事業として日本弁護士連合会が委託した事業は、刑事被疑者弁護援助事業、少年保護事件付添人援助事業、犯罪被害者法律援助事業、難民認定に関する法律援事業、外国人に対する法律援助事業、子どもに対する法律援助事業、精神障がい者に対する法律援助事業、心神喪失者等医療観察法法律援助事業、高齢者・障がい者、ホームレスなどに対する援助事業の9種の事業にのぼっており、いずれも現在の支援センターではカバーできない部分の人権救済事業の委託となっている。日本弁護士連合会の委託ではあるが、少年付添援助や精神障害者援助は当会が全国に先駆けて実施した事業であり、これらをふくめすべての受託事業を当会会員が支えている。

2 本地域司法計画における司法支援センターの位置づけ

民事扶助事業の先進国としての本格的事業展開、被疑者弁護制度の早期実現、国庫負担による少年

付添人制度の拡充、法の支配実現のための国庫による司法過疎対策の実施など、法テラスが実施する事業は、長年にわたって当会が実現を目指してきた諸制度に直結するものである。

したがって、実現した法制度を担うとともに、受託事業に対する国民的な理解を得てその法制度化を目指すために、当会としては支援センターとの密接な連携を保つべきであると考えている。

ただし、国選弁護の分野においては、支援センターが法務省管轄の団体であることにより弁護活動に対する国家の介入を危惧する会員の意見もあり、当会としてもこれらの意見も十分にふまえて是々非々の対応をしなければならないと考えている。

こうした前提をふまえつつ、本地域司法計画の諸政策の実現のための重要な機関として日本司法支援センターを位置づけている。

3 今後の課題

第1に、法テラス福岡・北九州の運営そのものの協力を今後も担っていかなければならない。現在、法テラス福岡の所長と副所長、法テラス北九州の支部長及び副支部長は、当会と福岡県司法書士会の会員の中から任命されており、これに加えて両会とも必要に応じて執行部や関連委員会が法テラスとその運営についての協議の場を持っている。今後も法テラスの事業を実質的に支えている法律専門職団体として、ともに協力して法テラスの運営を支えていく必要がある。さらに、弁護士会としては、運営に関与することにより、国選弁護関連事業において弁護権への国家の不当な干渉が生じないよう監視する必要もある。

第2に、法テラスの事業を担う契約弁護士数の拡充を実現する必要がある。とりわけ、平成21年度からは被疑者国選弁護制度が必要的弁護事件にまで拡大されることにより、被疑者段階の国選弁護人選任事件が現在の10倍になると見込まれことから、これを担う契約弁護士数を弁護士会をあげて確保していく必要がある。また、民事扶助事業においても、県内20カ所の弁護士会の全法律相談センターでの法テラス相談の拡充や、全県に所在する各法律事務所での法テラス相談の実現な

ど、福岡県内全域でのより一層の事業の拡充のためには、やはり法テラスとの契約弁護士数を増大させる必要がある。

第3に、スタッフ弁護士の養成機関の運営について当会が一定の役割を担わなければならない。法テラスにおける司法過疎対策事業は弁護士過疎地域に対する法律事務所の設置をその基本的な内容としているが、そこで稼働する法テラスとの専属契約弁護士（スタッフ弁護士）については、在野法曹としての弁護士の特性を喪失することのないよう弁護士会において育成するという基本方針

が確認されている。このスタッフ弁護士の養成については、現在、東京や大阪などの大単位会が担っているが、スタッフ弁護士数自体の増加が見込まれるうえ、任期制であることから継続的な人材養成が必要であり、そのためには全国の主要地域において人材養成機関の設置運営が必要と考えられている。そこで、九州・沖縄地域については福岡市に養成機関を設置することが必要とされており、それが実現すれば、その運営について当然に当会は重要な役割を担っていかなければならない。

■ IV 新たな弁護士会に向けての試み

1 専門分野を持った弁護士の育成

(1) 弁護士会附属研究機関

① 社会が発展し複雑化していくとともに、ジェネラリストとしての弁護士ではなく、各分野毎のスペシャリストたる弁護士に対するニーズが増していくものと思われる。

多数の弁護士が競合競争するなか、得意分野、とくに特殊分野に秀でた弁護士が顧客を獲得する可能性が高くなる。そのため、共同法律事務所の所属弁護士数が増加すれば、事務所内での得意分野の分担も可能となるから、共同事務所と、その所属弁護士数の増加傾向が強まっていくと思われる。

② これまでの弁護士の専門分野は、弁護士個人の研鑽はもちろん、私的な研究会への所属や弁護士会委員会での活動の中で獲得されてきた。

弁護士会の研修は、これまで、広く一般会員に必要最小限の法律知識や法技術の情報を提供するにとどまっている。

しかし、今後、会員数が飛躍的に増大するなか、自然の成り行きにまかせるのにとどまらず、弁護士会として組織的に会員中から各専門分野のスペシャリストを育成することが求められている。これは、利用者たる市民のニーズに応えるとともに、会員の業務拡充にも資するものである。

③ そのためには、当会の第1次地域司法計画で提示された「研修センター」構想の具体化に着手することが必要である。

たとえば、つぎのようなモデルも考えられる。弁護士会が、自薦他薦による会員を、より細分化した専門分野ごとの研究員として任期付で選任し、任期中は、事務所を離れて、法律事務所である研修センターに帰属し給与などを支給する。センター事務所の事件として専門分野訴訟の担当も可能とする。研究の成果は毎月メールなどで会員に告知・還元するとともに、会員からの質問には、有料で回答する。回答料、著作権そして事件報酬はセンター（弁護士会）に帰属する。また、研究員は研修センターの専門分野担当であること、ないし、あったこと（○年度○○問題専門分野担当者など）を表示することができるし、弁護士会の対外広報においてもこれを認めて市民の専門情報ニーズに応える。このような制度も検討してみることが必要である。

(2) 弁護士会附属教育機関

① 弁護士数が増大するにつれ、その質の確保は緊喫の課題となる。とくに大量増員と司法修習期間の短縮という司法改革の方向からは、弁護士会がロースクールと密接に絡んでてこ入れをしたり、修習終了後に助走期間として

の附属教育機関を設置してその育成にあたる必要がある。

② 現在、研修委員会が各専門委員会と連絡を取りながら、さまざまな研修会を開催しているが、独自のシンクタンクを持ち、継続的で一貫した年間研修計画を立案・実行する力量は、いまだ持ち合っていない。

また、日弁連研修のライブ配信も相当数実施されているが、全国一律で、かつ、双方向性が弱い形態であるため、研修の需要に十分答えていない。

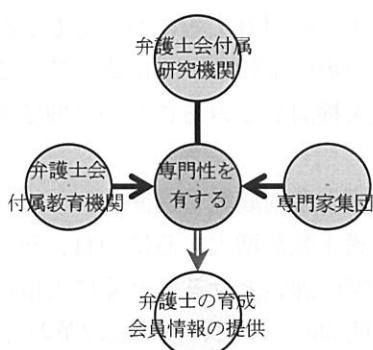
③ 当会の研修センターにおいては、前記の専門分野担当者の知識ノウハウを核として、委員会方式ではなく、継続的に会員（とりわけ新人会員）の研修を専門的・専属的に年間計画・中長期目標を立案し、実務に役立つ研修を実施する。

(3) 専門分野毎の専門家集団の組織、育成
医療問題・建築問題・消費者問題・高齢者問題・行政関連問題・知財問題などにつき、専門分野担当者を核に研究・実践（事案担当）を通じて、専門家集団を組織・育成する。

(4) 会員情報の提供

ホームページをより拡充し、弁護士情報一般を広報するほか、「取り扱い分野」や主観的な「得意分野」から進んで、専門分野担当者や専門家集団員に「専門分野」との表示を会のホームページ上の掲載を認める。

2007年10月にスタートした日弁連弁護士情報提



弁護士の専門性実現に向けた試み

供制度（ひまわりサーチ）についても、市民に本来の意味での役立つ情報となるように専門家育成と平行して情報提供制度を充実させていくことが大事である。

2 法律事務所経営サポート

これまで、法律事務所の経営について、弁護士会が指導やサポートを行うということはなかった。

しかし、合理的な事務所経営について、什器備品の節約など、弁護士会がモデルを示したり、顧客トラブルについて相談に乗ったりすることは、弁護士の希望がある限り、むしろ積極的に行われるべきである。とくに法曹の大量増員時代を迎えた今、弁護士の不安払拭のためにもこの点の対応はいよいよ重要度を増すものと思われる。

そこで、たとえば、図書や資料検索について個々の弁護士が揃えるのではなく、弁護士会のものを利用したりすることで、無用な経費を節約することができる。2013年（平成25年）には新しい弁護士会館が建設される予定であるが、会員にとって役立つ会館という観点から付属図書館をつくり、そこに十分な書籍をそろえるとともに、判例その他必要な資料を検索できるようになることが望まれる。また、単に施設を作るだけでなく、司書をはじめ、会員の利用の便宜のための人的スタッフの充実が必要である。

また、法律事務所の本質についても、執務室や相談室、什器備品など、物的観点からのみとらえるのではなく、弁護士のもつ専門知識や訴訟技術、情報ネットワークという観点からモデルを示せば、法律事務所の経営はもっと合理的なものとすることができる。

さらに、1人事務所を経営することから発生する、顧客あるいは相手方とのトラブルなど、法律事務所経営のうえでもっとも悩ましい問題についても弁護士会内に相談要員を置くことで、これまで、指導弁護士や共同事務所が果たしていた役割を肩代わりさせ、弁護士の信用維持に役立たせることが可能になると考えられる。

弁護士会は弁護士のために何をなすべきかという議論は過去にもあった。しかし、弁護士の大量

増員の中で、会員同士のつながりが希薄するなか、このテーマは、深く検討すべき課題である。

3 都市型公設法律事務所（法曹人口急増の受け皿と弁護士偏在の解消）

(1) 都市型公設法律事務所とは何か

都市型公設法律事務所は、もともとは①のように、法律事務所経営にとっては不採算ではあるが、市民にとって必要な事件に対応するものとして今から数年ほど前に主として東京や大阪で誕生した。しかし、現在、都市型公設法律事務所に盛り込まれる機能はさまざまであり、この地域司法計画では以下に述べるさまざまな内容を持った都市型公設法律事務所について検討する。なお①～④は、異なった性格を有するので、別々の法律事務所として設置することも考えられる。

- ① 被疑者国選弁護や扶助・付添、少額事件など、不採算事件の受け皿事務所
- ② 弁護士の裁判官や検事への任官、ロースクール実務家教員等の養成事務所
- ③ 弁護士過疎や弁護士偏在解消のために赴任する弁護士、あるいは司法支援センターのスタッフ弁護士などの養成事務所
- ④ 急増する新人法曹を受け入れ、指導する受け皿事務所（たとえば毎年20名ずつを受け入れ、2年間で卒業させる。法律事務所の机貸しのようなもの）。

(2) あさかぜ基金法律事務所

（九州・沖縄の都市型公設事務所）

九州にある弁護士過疎は、7、8年前頃から日弁連のひまわり基金による公設事務所によって解消が図られるようになった（その後、司法支援センターも、弁護士過疎解消の一翼をになうようになった）。

ところで、今まで九州・沖縄のひまわり基金法律事務所は、2、3の例外はあったが、主として東京、大阪から弁護士の供給を受けて来た。

そこで、九州・沖縄の弁護士過疎解消は九弁連自身でということで、2008年中にあさかぜ基金法律事務所が、九州・沖縄の弁護士過疎地域への弁護士供給のために、福岡に設立される予定である。

このあさかぜ基金法律事務所は、③の弁護士過疎あるいは偏在解消を目的とするものであるが、成功すれば、その経験は①、②、④の都市型公設法律事務所にも活かしていくことが出来るものと思われる。

4 弁護士偏在の解消

(1) 弁護士過疎地域克服の現状

地域に根ざした司法という観点から、当会が、法律相談センターを県内各地域に展開させてきたことは、これまで述べてきたとおりである。しかし、事件の相談を受けるばかりでなく、これを受任し処理してこそ、本当の意味で市民に司法サービスを提供したといえるのはいうまでもない。

別表にも明らかなどおり、裁判所（支部）があるのに、弁護士がいないか管内人口（その裁判所支部が管轄する住民の人口）に見合った弁護士がない、いわゆる弁護士過疎地域が多数存在し、弁護士の地域における偏在は解消されたとは言いにくい。なお、この弁護士偏在問題をめぐっては、現在の大量合格の中で自然に解消されるとか、市民に対する弁護士の割合の設定について根拠が不明であるなどの議論がある。

しかし、弁護士の大量増員の中で、現実にはますます弁護士の都市集中傾向は強まっており、弁護士会の意識的関与なくして偏在解消はないことをまず認識すべきである。

また、後述のように、北九州・久留米・飯塚について福岡地裁本庁の人口比の1.5倍を目標として掲げている点も、福岡部会は福岡高裁を抱えているほか、九州各地の偏在解消のために積極的に弁護士を送り出す任務を負っていることから、一応妥当な比率（あるいは不適切ではない比率）と理解してもらえば良い。

そこで、ひとつの試案として以下の計画を提唱する。

(2) 弁護士過疎地域の克服計画の基準

弁護士過疎克服計画は、次の基準によって組み立てられている。

ア 裁判所支部の所在地に弁護士がいるかどうかを第1次的基準として、支部所在地には最

低3個の法律事務所（すべて1人の弁護士からなる個人事務所であれば3名の弁護士）が常駐することを基準とする（なお、下の表記載は、次記基準のもっとも多い弁護士数を記載している。また、（ウ）で述べるように、北九州、久留米、飯塚は6000人に対して弁護

士1名というようにして都市部の不足弁護士数を計算している。また、宗像、甘木については、簡裁あるいは家裁支部があるほか、広い地域であるので、2名の弁護士を配置することとした。

福岡県内の弁護士偏在解消のために

弁護士1人あたりの人口(6647／名)

*人口数はH17.10.1現在

*弁護士数はH20.1.21現在

*都市名隣の数字は人口（単位千人）

裁判所名	合議の別	弁護士数	人口 (単位:千人)	管轄区域	偏在解消後の弁護士数	過疎地不足弁護士数	都市部不足弁護士数
地裁本院	合	580	2,173	福岡市1401 筑紫野市38 春日市108 大野城市93 太宰府市67 古賀市56 前原市67 筑紫郡（那珂川町47） 糟屋郡（宇美町39 篠栗町31 志免町41 須恵町26 新宮町23 久山町8 稲佐町38） 糸島郡（二丈町13 志摩町17）			
宗像簡易裁判所		4	150	宗像市94 福津市56	2	0	
甘木簡易裁判所 家裁甘木出張所		1	92	朝倉市60 朝倉郡（筑前町29 東峰村3）	2	1	
地裁飯塚支部 家裁飯塚支部 飯塚簡易裁判所	合	10	185	飯塚市134 嘉麻市46 嘉穂郡（桂川町15）	32		22
地裁直方支部 家裁直方支部 直方簡易裁判所		4	115	直方市57 宮若市31 鞍手郡（小竹町9 鞍手町18）	5	1	
地裁久留米支部 家裁久留米支部 久留米簡易裁判所 うきは簡易裁判所	合	51 (うきはの)	411	久留米市306 小都市57 三井郡（大刀洗町15） うきは市33	68		17
地裁柳川支部 家裁柳川支部 柳川簡易裁判所		0	157	柳川市75 大川市39 山門郡（瀬高町24 山川町5） 三瀬郡（大木町14）	5	5	
地裁大牟田支部 家裁大牟田支部 大牟田簡易裁判所		8	145	大牟田市131 三池郡（高田町14）	5	0	
地裁八女支部 家裁八女支部 八女簡易裁判所		1	143	八女市39 筑後市48 八女郡（黒木町14 上陽町4 立花町12 広川町20 矢部町2 星野村4）	5	4	
地裁小倉支部 家裁小倉支部 小倉簡易裁判所 折尾簡易裁判所	合	113 (折尾の)	1,138	北九州市934（小倉北区183 小倉南区215 若松区87 戸畠区64 門司区109 八幡東区76 八幡西区260） 中間市47 遠賀郡（芦屋町16 水巻町31 岡垣町31 遠賀町19）	190		77
地裁行橋支部 家裁行橋支部 行橋簡易裁判所		4	181	行橋市70 豊前市28 京都府（苅田町34 みやこ町23） 築上郡（吉富町7 上毛町8 築上町21）	5	1	
地裁田川支部 家裁田川支部 田川簡易裁判所		4	142	田川市52 田川郡（香春町12 添田町12 糸田町10 川崎町20 大任町6 赤村4 福智町26）	5	1	
小計		760	5,052		324	13	116

記

(人口)	(弁護士数)
①管内人口が10万人未満	3名
②管内人口が10万人以上20万人未満	3～5名

イ 人口の多い都市がなくても、広い地域を管轄するところでは、その中で交通手段（自動車を念頭におく）から見て、移動が容易なところに弁護士を配置するようとする。

ウ 本庁、支部所在地でも、北九州、久留米、飯塚など、被疑者国選等のセンター的役割から考えて弁護士が不足すると思われるところは、増員計画に組み入れている。この場合の基準は人口6000人に弁護士1名という設定をしている（福岡地裁本庁（宗像、甘木の簡裁、家裁の甘木支部を除く）が人口217万人に対して弁護士が約523名であり、弁護士1人が担当する人口は4154人となるところから、その約1.5倍を目標とするという意味で、人口6000人に対して、弁護士1名という数字を算出している）。

(3) 福岡県における弁護士過疎克服計画の内容

ア 計画は第1次を3ヶ年、第2次を3ヶ年、第3次を4ヶ年の3期に分け、第1次と第2次で主要な非常駐状態を解消し、第3次で補正するという形式をとる。第1次は支部はあるが、弁護士が2名未満のものをなくすための措置、第2次は②（ア）の基準に照らして必要な弁護士数を満たすための措置、第3次は②（ウ）の目標を達成するための措置である。

イ 以上の1～3次計画で、最終的に克服すべき目標は以下のとおりである。

偏在解消をその使命の1つとする都市型公設法律事務所を作り、②（ア）で目標とした法律事務所を設立する。また、目標数の弁護士を派遣できない場合は、暫定的に非常駐の従たる事務所を設置することで偏在の解消を目指す。

筑豊	克服すべき目標	27名
筑後	克服すべき目標	32名
福岡市周辺	克服すべき目標	1名
北九州（行橋を含む）	克服すべき目標	87名
合計数		147名

V 裁判所・検察庁・法科大学院

A 裁判所

1 地域における司法基盤の充実

裁判所は権利擁護の砦であり、法の支配に不可欠な規範を定立する機能や具体的な権利救済・利益調整機能を有することが期待されている。しかも、裁判所は、市民に身近で、わかりやすく、迅速で、信頼しうるものでなければならない。いかに弁護士が市民の身近に存在し、社会生活上の医師として機能したとしても、それだけでは不十分なのであって、弁護士の増加と偏在の解消に加えて、地域における司法基盤の充実がともなわなければならない。

この観点から、地域における裁判所の機能を充実させることが重要であり、とりわけ現状において司法基盤が薄い支部の充実は緊急の課題である。

2 裁判所支部の廃止と復活及び新設

福岡県は全国でも地裁支部の数が多い県であるが、過去に甘木、吉井の各地裁支部が廃止され、独立簡易裁判所も前原、門司、豊前が廃止された。

旧甘木支部の関係では最高裁を被告として支部廃止の取消を求める訴訟が提起され、結果的には敗訴したが、吉井支部の廃止と相まって筑後川流域地方の司法の空白を來しており、朝倉・浮羽地区の裁判所の復活を求める声がある。地方の市民の声をくみ上げ、市民の利便性と裁判所の適正配置の面から、朝倉・浮羽の地裁支部の復活、二日市における地裁支部の新設、前原、門司、豊前の簡易裁判所の復活などを検討し、実現していくこととしたい。

3 裁判官・書記官・事務官等職員の増員

わが国の裁判官数が少ないことは、先進諸国の中でも際立っている。

司法制度改革審議会の意見書においても、法曹の大幅増員が提唱されている。最高裁は、10年間で500人を増員する計画を立て、その計画は実行されつつあるものの、いまだ裁判官数の不足は解消されていない。

かつて法曹人口が限られていた時代の便宜的な簡裁判事制度が今も変わらず継続しており、検討の兆しもない。福岡県内10か所の地方裁判所には79名の裁判官がいるが、県内14か所の簡易裁判所には44名の簡裁判事が在籍している（平成18年版職員録）。法科大学院が開校して法曹人口の飛躍的増員が実施されようとしているのであるから、簡易裁判所においても法曹による裁判がなされるべく検討されるべきである。

第1次福岡県地域司法計画作成時の平成14年と比較すると、平成18年における裁判官数は、人訴の管轄が地裁から家裁に移行したことにもない、福岡地裁本庁で減少し、福岡家裁本庁で増加した。地裁支部の裁判官数は微増し、久留米支部が6名から7名へ増加した。しかし、八女支部は依然として0名であり、直方、柳川、大牟田、行橋の各支部は1名のままである。

裁判官が0名の支部をなくすこと、1名の支部を2名以上にすること、さらに全体的に裁判官数を増やすことは緊急の課題である。全国的に、民事執行事件や管財人を置く破産事件が、支部から本庁に移管されている傾向にあるといわれるが、福岡県においてもその傾向があるとすれば、時代に逆行するものである。むしろ、逆に支部の機能を強化すべきである。

第1次司法計画においては、次のとおり裁判官数の増員目標を置いた。すなわち、福岡地裁本庁112名、福岡家裁本庁16名、飯塚支部7名、直方支部2名、久留米支部12名、柳川支部3名、大牟田支部3名、八女支部2名、小倉支部38名、行橋支部4名、田川支部4名、合計203名である。当時、85名であったから二倍以上の増員が必要であると考えた。今、その考えは変わらないが、0名、1名、2名の支部を複数名の裁判所にしながら、

全体として裁判官数を増やすことを考える必要がある。

地域における弁護士の数を増やすとともに、そこにおける地裁支部の裁判官の数を増やすことを、同時進行で行うべきである。

もとより、裁判官数の増員とともに、書記官、事務官、調査官その他の職員も増員すべきである。

4 市民に身近な裁判所

裁判員制度は、これまで裁かれる立場であった市民が、裁く立場で裁判所に入ってくることとなり、否応なく市民に身近な裁判所に変化しなければならないこととなる。

福岡高裁、福岡地裁、福岡家裁の本庁は、数年後に六本松に移転する予定であり、新しい施設で、市民が入りやすい裁判所でなければならない。

そのためにも、市民参画の手法も考慮すべく、司法改革の結果として新設された地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会を積極的に活用することも必要である。もとより、弁護士会が、積極的に、市民身近な裁判所を作ることに寄与することを考えるべきである。

裁判所改革を目指す取り組みとして、裁判所委員会が新設され、また裁判官の再任審査と人事評価について、外部の意見が反映されることになっている。

2003年8月、全国の地方裁判所に地方裁判所委員会が新設された。これは、裁判所運営に国民の健全な常識を反映させていくことが、裁判所に対する国民の理解と信頼を高め、司法の国民的基盤を強化することにつながるとの考えにもとづく。福岡地裁委の構成メンバーは、2008年2月現在、作家、会社経営者、会社従業員、学者、労働組合、商工会議所、消費生活アドバイザー、社会福祉協議会、マスコミの9名の市民委員と裁判官3名、検察官1名、弁護士2名の計15名である。4年の間に17回開催され、単なる議論の交換に終わらせることなく、フィードバックがなされるよう配慮して運営してきた。たとえば、裁判所のリーフレットの改訂である。最高裁が作った「特定調停の申立をされる方のために」というタイトルでは、一般人ではわからないのではないか、との指摘に

より、「債務（借金）の整理をお考えの方へ」と分かりやすい表現に変更された。福岡独自版のリーフレットの完成である。今後も市民の目線に立ち裁判所がよりよいものとなるよう、「ご意見番」あるいは「サポーター」として機能していくことが期待される。

裁判官の再任審査については、福岡に地域委員会が置かれ、九弁連から委員が1人派遣されている。この再任審査の対象裁判官についての意見書を提出する取り組みが福岡や熊本では積極的にすすめられている。裁判官の人事評価については、当会では後記の評価アンケートを実施している。

いずれも、裁判所に外部の声を吹き込み、裁判所を改革していくための取り組みとして貴重な動きである。

北九州部会は、平成11年に北九州地方裁判所本庁昇格期成会を設立し、小倉支部の本庁化に向けた運動を進めている。支部を本庁化することにより、地域の司法基盤の充実を図り、市民に身近な裁判所を実現することができる。

5 裁判官評価アンケートの実施

当会では、司法の利用者である市民の目線に立て裁判官の客観的評価を行い、「市民の司法」を築こうとの目的から、平成14年度より、毎年、会員に対する裁判官評価アンケートを実施している。このアンケートは、部門を民事・刑事・家事・少年に分け、民事14項目、刑事・家事・少年は各10項目について、それぞれ5段階評価を行うものであり、福岡高等裁判所、福岡地方裁判所の本庁と支部、福岡家庭裁判所の本庁と支部の各裁判官がアンケート評価の対象になっている。

実施開始以後、会員からのアンケート回答数は、以下のように順調に伸びてきており、アンケート

年 度	回答会員数
平成14年	79名
平成15年	164名
平成16年	170名
平成17年	233名
平成18年	251名
平成19年	231名

結果への客觀性と信頼性を維持するものになっているといえる。

アンケートの集計結果と分析については、各裁判官を特定しない形で月報に掲載して報告しており、また、裁判官の研鑽と人事評価の一資料として役立てて欲しいとの期待から、福岡高等裁判所長官と福岡地方裁判所所長に対して集計結果を提供している。さらに、裁判官本人から自分自身のアンケート結果に対して開示の申出があれば、これを開示する運用をしている。

今後は、さらに回答会員数を増やしてアンケート結果への客觀性・信頼性を高めつつ、「市民の司法」を実現するために、このアンケートをいかに有効に活用していくか検討する必要がある。

B 檢察庁

1 檢察庁の機能

検察庁は、公益の代表者として、犯罪に対する適切な対処とともに、警察権力の違法な行使に対するチェック機能が期待されている。

しかし、検察庁は、地検支部において正検事が不足するのみならず、副検事をふくめても不足がある。

その結果、全国的に、地域における検察庁の物理的機能が低下し、支部管轄地域で起こった事件について、地裁本庁に起訴されるという例が報告されている。福岡県でも、地検直方支部の事務を飯塚支部に引きあげるとの話があったが、むしろ、支部の機能を低下せず、適正な規模で充実することが必要である。

2 檢察官の増員

地検支部における人員を確保するのに必要な検察官の増員、そして犯罪に対する適正な対処と違法捜査の是正のための検察官の増員が必要である。

県内には53名の検事とともに42名の副検事が在籍している（平成18年版職員録）。また副検事のみならず、検察事務官も事務取扱として被疑者の取調べなどの職務を行っている。法曹人口が増大していくのであるから、副検事制度も簡裁判事制度と同様に廃止し、法曹による法の執行を徹底すべきである。

3 適正な捜査

志布志事件、富山冤罪事件などの違法捜査の驚きが全国的に広がっている。捜査の可視化のため、取調べの録画・録音が実現されなければならない。これは裁判員制度を有効に機能させるためにも重要である。

C 法科大学院と法曹養成

法曹養成は次世代弁護士の養成でもあるから、弁護士会の責務である。弁護士会は、国民と地域の法的ニーズに応えるため、質の高い法曹・弁護士を養成していく義務がある。

これまでの法曹養成は、大学と法務省そして司法研修所に任されており、弁護士会は司法試験合格後に研修所教官として、あるいは弁護実務修習の指導弁護士として関与するにとどまっていた。しかし、2004年4月に法科大学院が開校してからは、司法試験合格以前の法科大学院の段階から弁護士が関与することになった。

福岡県内には、九州大学、西南学院大学、福岡大学、久留米大学の4校に法科大学院が設置された。その1学年定員の合計は240名であり、2007年度の第2回新司法試験には145名が受験して43名が合格した。また、同年12月には法科大学院卒

業の17名が当会会員として登録している。

当会は、法科大学院開校以前の2000年4月から大学との協議を続けて、よりよい法曹教育のための協力をしている。ロールーム先端7科目を弁護士会提供科目として継続しているし、これをふくめて30名ほどの会員が、専任あるいは非常勤の実務家教員として講義を担当している。これ以外にも、エクスター・シップなどの臨床科目について50名を超える弁護士が事務所において法科大学院生を指導しているし、当会も主催の法律相談では学生の傍聴を認めてこれに協力している。また大学での補習授業などを行っている会員もいる。

福岡県内に質の高い弁護士を確保するためには、県内の法科大学院に優秀な学生が集まること、そして法科大学院で質の高い教育を実施することが必要である。

そのためには、これまでにも増して法科大学院と当会との協力関係を充実させ、弁護士会と法科大学院の人的還流システムを構築していく必要がある。

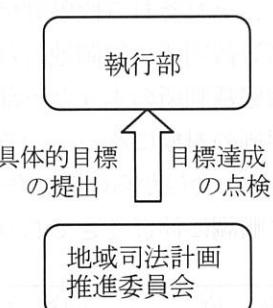
また、司法修習については、これまで以上の会員が弁護実務修習を担当する必要があるし、前期集合修習の廃止を補完するための導入修習などの検討は切迫した課題である。

VI 福岡地域司法計画（第2次）の実行と検証

1 地域司法計画の実施状況の確認と調整機関を作る

第1次地域司法計画は、2002年に作成されたが、2007年に第2次地域司法計画策定のための検証対象とされるまで、実際の場で活用されるということはなかった。その原因としては、2002年の作成時点から2006年に至まで制度の改正が急速に進行したため、計画実行の拠り所が定めにくかったこともある。それにしても、弁護士過疎の解消など、司法制度改革の方向とは無関係に実現できるような内容についても計画にしたがった実践が行われなかつたことをみれば、当会が各論において、計画の実現に積極的ではなかつたと評せざるを得ない。

そこで、第2次地域計画は行動計画的な性格を



第2次司法計画の検証体制

持たせることが必要である。また、現実に直面している弁護士大量増員を考えると、そのような性格を持たせざるを得ない。

具体的には、（仮称）地域司法計画推進委員会

(あるいはプロジェクトチーム) をつくり、各年度における具体的目標を掲げて執行部に提出し、執行部がその年度に目標を実現できたか否かを検証する。検証の方法は、地域司法計画の項目毎に担当委員会（担当委員会がなければプロジェクトチームなどで）に割り振って、検討と次年度目標を実行し、この結果を（仮称）地域司法計画推進委員会で取りまとめ、毎年、提言を行う。

もし、九弁連内の単位会に、同様の委員会が設けられることになれば、これら委員会との調整もこの（仮称）地域司法計画推進委員会の役割の一部となる可能性がある。

2 九弁連規模での地域司法への協力

第1次地域司法計画段階で、弁連（ブロック）単位で唯一、2001年に地域司法計画を作成した。そして地域司法計画の内容として、弁護士偏在の解消や、ロースクールを中心とした法曹養成という九州全体にまたがる課題があるほか、単位会毎にこれを実現することが困難であったり、非効率であるものについては、これを九弁連単位で実現していくことが望ましいものも存在する。また、全国の弁護士の1割強の人口が所属する九弁連は、これらの課題を背負うにふさわしい規模でもある。

したがって、地域司法の充実の実現のためには、今後とも九弁連と連携をとって協働していくことが必要である。



「遠賀川の春」 撮影：大神 周一（LPC会員）会員

